

中小法人の場合

個人事業者の場合

個人事業者の場合

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります

①	確定申告書等の控え	<p>基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え</p> <p>◆青色申告（一般）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書の控え <p>◆青色申告（農業・現金）、白色申告の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え <p>【注意事項】</p> <p>※所轄税務署に提出済のもの （收受印が押印されているものに限る）</p> <p>※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知（メール詳細）」が別途必要となります。</p> <p>※收受日付押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書（その2所得金額用）」を付属書類として、ご提出ください。</p>
②	売上台帳	<p>対象月（2020年11月～2021年3月のうちいずれかひと月）の売上がわかる書類（売上台帳等）</p> <p>※書式は問わないが、年月日、社名（屋号等）、月の合計額が確認できる書式であること。</p> <p>※日別・項目別等の詳細情報は不要です。</p>
③	本人確認書類	<p>運転免許証、マイナンバーカード等</p> <p>※有効期限内のもの</p> <p>※「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」の受給者は省略することができる。</p> <p>※省略する場合、別途上記支援金通知書を提出すること。</p>
④	通帳の写し	<p>通帳の表紙および見開きページ（以下の情報が確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 <p>※「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」の受給者は省略することができる。</p> <p>※省略する場合、別途上記支援金通知書を提出すること。</p>
⑤	宣誓・同意書	事務局が定める様式
⑥	飲食店（喫茶店） 営業許可証	申請者が飲食店の場合のみ添付
⑦	その他事務局が必要と認める書類	事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

① 確定申告書類

基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控えが必要になります。

◆青色申告（一般）の場合

- ・確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書の控え

◆青色申告（農業・現金）、白色申告の場合

- ・確定申告書第一表の控え

※ 收受日付印が押されている必要があります。

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合、次ページを参照してください。

※ 收受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合は、「納税証明書（その2）金額用」を付属書類としてご提出ください。

【確定申告書第一表の控え】

【所得税青色申告決算書の控え】

※ 收受印があるもの

① 確定申告書類

電子申告の場合は確定申告上部に申告日時が記載されているものの提出、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。

受付日時：2021年4月〇日

The image shows a screenshot of a tax return software interface. At the top, there is a header area with various tabs and buttons. A red circle highlights the text '受付日時：2021年4月〇日' (Receipt date: April 0, 2021). Below this, there is a large grid area with multiple columns and rows, containing various data points related to the tax return. The grid is divided into several sections with different background colors (green, blue, red, purple, pink).

メール受信通知 サンプル

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示され、かつ申告等データが税務署に到達したことがわかるものを添付してください。

The image shows a sample of an email receipt notification. It is a screenshot of an email interface with a header and a main body. The header includes the sender's name and address. The main body contains a table with columns for '項目' (Item) and '内容' (Content). The table lists various tax return items and their corresponding details, such as the tax office, receipt date, and receipt number. The text is in Japanese and includes specific tax-related terminology.

②月単位の売上がわかる書類等

対象月（2020年11月～2021年3月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等を提出してください。手書きの売上台帳等のコピーでも問題ありません。

（事業者名、および年月が明確に記載されていること）。

※ 対象月が2020年11月か12月の場合、2020年の確定申告書で売上が確認できるのであればそちらをご提出ください。

※ データの場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

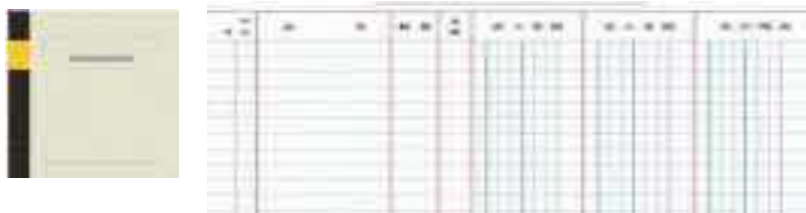
経理ソフトから抽出した売上データ



エクセルで作成した売上データ



手書きの売上台帳のコピーなど



pdf、jpg、png
形式で出力した
データで提出
してください。

③本人確認書類

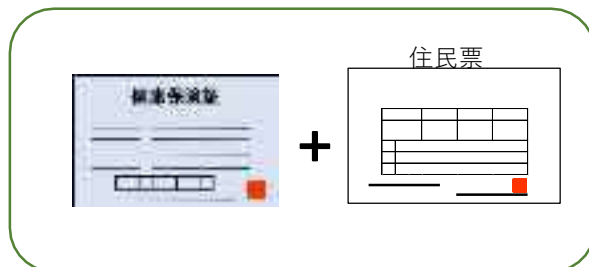
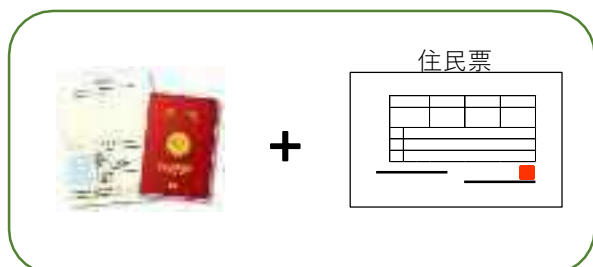
本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。

- ① 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- ② 個人番号カード（オモテ面のみ）
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができます。

- ⑥ 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- ⑦ 住民票の写し及び各種健康保険証の両方



④通帳の写し

申請者本人名義の通帳の写しの提出が必要になります。
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人などを確認できるように、スキャンまたは撮影を行ってください。

※ 電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目

総合口座

カブシキガイシャ〇〇〇〇 サマ

通帳限度額	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金		円	000	普通預金 1234567
	定期預金		円		定期預金

株式会社〇〇銀行 印
【銀行コード：4321】
口座店名 〇〇〇〇支店
TEL 03-0000-0000

電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

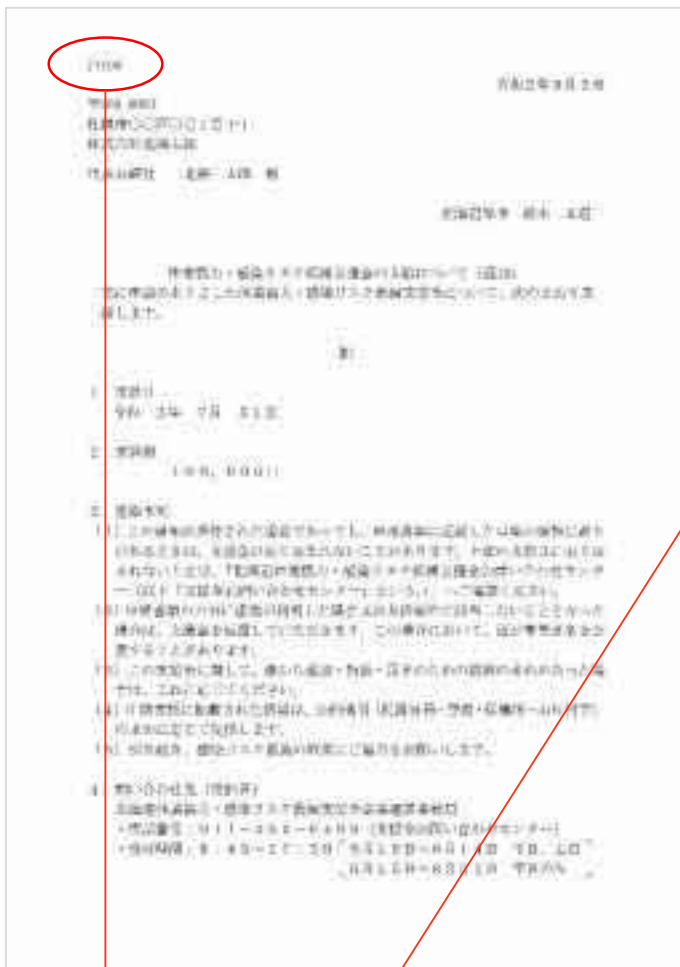
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません！

③本人確認書類と④通帳の写し-省略する場合

昨年北海道が実施した「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」に申請済の方は、本人確認書類と通帳の写しの提出を省略することが出来ます。当該申請で指定する口座のどちらかの支給通知書の写しをご提出ください。

【休業協力・感染リスク低減支援金通知書】

【経営持続化臨時特別支援金通知書】



各通知書左上に記載されている通知No.を申請の際に記入してください。

⑤ 宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- ・ 法人名をご記載ください。
- ・ 代表者名を自署でご記載ください。

様式1
宣誓・同意書

経営持続化支援金(特別対策支援金申請・給付要領(以下「本要領」という。))第6条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から11までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 本要領第3条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5 本要領で定める廃止申告書(内記その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに直又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電子的記録等により5年間保存すること
- 6 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金」という。)の対象とならないことを確認しており、国の特別支援金受給後に国の一時支援金を申請する場合は、速やかに国の特別支援金を返還すること
- 7 飲食店であって、知事による営業時間短縮・休業要請等の対象となっている事業者は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- 8 事務局又は知事が本任若しくは専委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
- 9 事務局又は知事が委任若しくは専委任した者が本要領第12条に基づいて行う関係書類の提出指導、事務取扱い及び入籍査等の調査に応ずること
- 10 無資格受給(申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。)又は不正受給(債権その他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の詐の刑罰(罰則40年法第300号)弁済に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに足りない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は債権の証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に関する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発生した場合には、本要領第7条第2項に任じ特別支援金の返還等を速断なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、住所・株号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 11 提出した基本情報等に特別支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び特別支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報を第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること
- 12 定機種のイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
- 13 新北海道スタイルの取組を実施していること
- 14 申請書に記載された情報について、公的機関(税務当局、警察、保健所、市町村等)の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
- 15 本要領に従うこと

会社印・角印 可

自署であれば押印不要

令和 年 月 日

記入者(法人の場合) _____ 印

代表者又は個人事業者等の氏名(自署) _____

⑥ 飲食店営業許可証

申請事業者が飲食店の場合のみ、飲食店（喫茶店）営業許可証のコピーを提出してください。

営業許可証

申請事業者、もしくは代表者名であること

第三者の名称および事業者名で取得されている場合は、別途関係性が分かる書類の提出を求められます。

札幌食許可（食） 第 ●● 号
業種別番号（ 飲食店 ） 第 ●● 号

営業者氏名 北海 太郎

1. この許可の有効期限は令和●年●月●日までとする。

2. 営業所の所在地 ○○○○

3. 営業所の名称等 ○○○

.....

平成●年●月●日申請のあった.....

.....

平成●年（20●●年）●月○日

申請日時点で有効期限を超過していないもの

その他特例事項について

下記特例事項に該当する申請者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。詳細については事務局までお問合せください。

特例事項	概要
証拠書類等の特例	事務局が判断する合理的な理由により確定申告が提出できない場合（法人のみ） 確定申告書の義務がない場合等（個人事業者）
新規開業・創業特例	創業・開業したことにより2020年4月～2020年12月の期間の間に法人設立又は新規開業した場合
季節性収入特例	月当たりの事業収入の変動が大きい場合
合併特例	事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
連結納税特例	連結納税を行っている法人
罹災特例	2018年又は2019年に罹災したことを証明できる場合
法人成り特例	事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者が法人化した場合
NPO、公益法人特例	特定非営利活動法人及び公益法人等の場合
事業承継（死亡）特例	事業収入を比較する2つの月の間に事業承継（事業を行っていたものが死亡した場合も含む）を行っている場合
雑所得・給与所得	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの事業収入で、税務上、雑所得及び給与所得として収入を得ている場合

※上記特例事項に該当する場合は、事務局より詳細な実態聞き取りや追加書類の提出を求める場合があります、審査が長引く可能性がございます。

実態調査にかかる保存書類等について

申請を行っていただくにあたり、申請時での提出は必要ありませんが、別途事務局より申請事業者様へ実態調査を行う場合があります。依頼があった際、速やかに提出ができるよう事前に作成、整理、保存をお願いいたします。

※通常審査の他に無作為抽出による事業実態確認を実施予定

※資料の保存については5年間の保存をお願いいたします。

【資料1 影響説明書類 ※書式は確定次第、北海道庁HP内にて公開をいたします】

道特別支援金 影響説明保存資料（案）

住所
会社（個人）名

外出・往來の自衛要請等による影響を受けた事業者

□主に対象で
個人向けに商品
サービスを提供
する事業者

＜外出・往來の自衛要請等による影響の具体的な内容＞

＜個人顧客と取引していることびわかる資料等＞（本表とは別に保存してください）
 ・電話 ・郵便物等用 ・記録 ・その他、うち一つ以上
 ＜自社商品・サービスを定済する事業者への、
 外出・往來の自衛要請等による影響の具体的な内容＞

□主要事業者への
商品・サービス
提供を行う事業者

＜自社商品・サービスを定済する事業者への、
 名称＞

＜自社商品・サービスを納入する事業者への、
 定済済した取引先が所属する自治体＞（本表とは別に保存してください）
 ・連絡 ・郵便物 ・記録等 ・記録等 ・その他、うち一つ以上

＜自社商品・サービスを納入する事業者の所在地＞
 以下に示すことがわかる資料
 例）RESAS等の統計データ、市町村等、事業内容等が
 記載した地図等
 北海道HPから該当自治体のRESASデータをダウンロードする。

道特別支援金 影響説明保存資料（案）

住所
会社（個人）名

特定対象飲食店等との取引がある方

□直接取引がある

＜取引先事業者名等と、住所と取引内容＞

＜定済済した取引先が所属する自治体＞（本表とは別に保存してください）
 ・連絡 ・郵便物 ・記録等 ・記録等 ・その他、うち一つ以上
 ＜自社商品・サービスを納入する事業者への、
 名称と取引内容＞

□間接取引がある

＜自社商品・サービスを納入する事業者への、
 定済済した取引先が所属する自治体＞（本表とは別に保存してください）
 ・連絡 ・郵便物 ・記録等 ・記録等 ・その他、うち一つ以上
 ＜自社商品・サービスを納入する事業者の住所＞
 例）飲食店等が所属していることわかる資料

注1）本資料は提出不要です。書式ありの資料は提出または速やかに事業及び、保存資料の提出をお願いいたします。

注2）本資料は提出不要です。書式ありの資料は提出または速やかに事業及び、保存資料の提出をお願いいたします。

その他事業者保有書類書類例

区分	業種の例 (P4 参照)	保存していただく書類の例 (※提出は不要です)
要件1-① 時短対象飲食店等との取引がある事業者	食品加工・製造事業者 器具・備品納入事業者 サービス事業者 流通関連事業者 生産者	直接取引 ポイント ①時短対象飲食店等と取引していることがわかる資料 ・通帳・領収書など、時短対象飲食店等と継続的に取引していることがわかる資料 間接取引 ポイント ①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先経由で、最終的に時短対象飲食店等への納入が確認できる資料 ・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引先を経由し、最終的に時短対象飲食店等に納入されていることを確認できる資料
要件1-② 外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者	主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者 旅行関連 その他 上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者	個人直接取引 ポイント ①個人顧客と取引していることがわかる資料 ②外出・往來自粛等の影響で地域で人流減少がわかる資料 ・宿帳や現金出納帳、通帳の写しなど、個人客と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの所在地の人流が減少したことがわかる資料等 (V-RESAS等の統計データや、市町村等、業界団体等が実施した調査でも可) 間接取引 ポイント ①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先が人流減少の影響を受けたことがわかる資料 ・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引が人流減少の影響を受けていることがわかる資料、記録

V-RESAS統計データ

(例) 札幌駅

2019年同過比50%以上

本書は提出の必要はございません。
紙もしくは電子データで保管いただくようお願いいたします。

期間(週次)	潜在人口の推定居住地	2019年同過比(%)	代表観測地点
2020年11月第1週	市区町村内	-9.5	札幌駅
2020年11月第2週	市区町村内	-10.8	札幌駅
2020年11月第3週	市区町村内	-12.6	札幌駅
2020年11月第4週	市区町村内	-19.7	札幌駅
2020年12月第1週	市区町村内	-14.8	札幌駅
2020年12月第2週	市区町村内	-14.9	札幌駅
2020年12月第3週	市区町村内	-17.1	札幌駅
2020年12月第4週	市区町村内	-13.2	札幌駅
2020年12月第5週	市区町村内	-7.1	札幌駅
2021年1月第1週	市区町村内	32.8	札幌駅
2021年1月第2週	市区町村内	-24.6	札幌駅
2021年1月第3週	市区町村内	-8.5	札幌駅
2021年1月第4週	市区町村内	-5.2	札幌駅
2021年2月第1週	市区町村内	-12.7	札幌駅
2021年2月第2週	市区町村内	-19.2	札幌駅
2021年2月第3週	市区町村内	-10.9	札幌駅
2021年2月第4週	市区町村内	-17.1	札幌駅

期間(週次)	潜在人口の推定居住地	2019年同過比(%)	代表観測地点
2020年11月第1週	都道府県内	-23.2	札幌駅
2020年11月第2週	都道府県内	-24.8	札幌駅
2020年11月第3週	都道府県内	-29.2	札幌駅
2020年11月第4週	都道府県内	-34.0	札幌駅
2020年12月第1週	都道府県内	-28.6	札幌駅
2020年12月第2週	都道府県内	-31.1	札幌駅
2020年12月第3週	都道府県内	-32.0	札幌駅
2020年12月第4週	都道府県内	-27.4	札幌駅
2020年12月第5週	都道府県内	-23.8	札幌駅
2021年1月第1週	都道府県内	43.2	札幌駅
2021年1月第2週	都道府県内	-25.2	札幌駅
2021年1月第3週	都道府県内	-11.7	札幌駅
2021年1月第4週	都道府県内	-20.1	札幌駅
2021年2月第1週	都道府県内	-18.8	札幌駅
2021年2月第2週	都道府県内	-22.9	札幌駅
2021年2月第3週	都道府県内	-11.3	札幌駅
2021年2月第4週	都道府県内	-22.1	札幌駅

期間(週次)	潜在人口の推定居住地	2019年同過比(%)	代表観測地点
2020年11月第1週	都道府県外	-30.8	札幌駅
2020年11月第2週	都道府県外	-55.4	札幌駅
2020年11月第3週	都道府県外	-56.0	札幌駅
2020年11月第4週	都道府県外	-58.2	札幌駅
2020年12月第1週	都道府県外	-79.1	札幌駅
2020年12月第2週	都道府県外	-76.7	札幌駅
2020年12月第3週	都道府県外	-69.5	札幌駅
2020年12月第4週	都道府県外	-64.9	札幌駅
2020年12月第5週	都道府県外	-62.1	札幌駅
2021年1月第1週	都道府県外	-68.7	札幌駅
2021年1月第2週	都道府県外	-61.9	札幌駅
2021年1月第3週	都道府県外	-71.1	札幌駅
2021年1月第4週	都道府県外	-73.8	札幌駅
2021年2月第1週	都道府県外	-80.6	札幌駅
2021年2月第2週	都道府県外	-85.0	札幌駅
2021年2月第3週	都道府県外	-76.5	札幌駅
2021年2月第4週	都道府県外	-56.5	札幌駅

札幌駅のほか旭川駅、釧路駅、岩見沢駅、根室駅、小樽駅、帯広駅、稚内駅、苫小牧駅、函館駅、北見駅、留萌駅の情報も道のホームページよりダウンロード可能です。紙もしくは電子データで保管いただくようお願いいたします。

